

秋田県住宅リフォーム推進事業 Q&A 集

目次

1. 補助対象者に関すること

- Q1-1 申請書にある「申請者」は誰を指すのですか？
- Q1-2 外国籍でも申請できますか？
- Q1-3 県外居住者が工事完了後に県内に転居する場合、申請することができますか？
- Q1-4 移住・定住子育て世帯とは？
- Q1-5 子育て世帯、移住・定住子育て世帯において、別居扶養も認められますか？
- Q1-6 子供を妊娠中ですが、子育て世帯及び移住・定住子育て世帯の対象になりますか？
- Q1-7 移住・定住世帯の移動の日から3年以内の考え方、起算日は？
- Q1-8 以前、秋田に住んでいたことがあります、移住者には該当しますか？

2. 補助対象住宅に関すること

- Q2-1 いわゆる別荘のリフォーム・増改築工事は補助対象になりますか？
- Q2-2 店舗等併用住宅はどのように判断すればよいですか？
- Q2-3 店舗等併用住宅の補助対象工事範囲はどのように判断すればよいですか？
- Q2-4 住宅用の別棟の車庫・物置は補助対象になりますか？
- Q2-5 中古住宅(空き家)をリフォームした後、購入する場合は補助対象になりますか？
- Q2-6 購入した住宅は前の所有者が県のリフォーム補助金を利用してリフォームしてしました。補助対象になりますか？
- Q2-7 二世帯住宅の場合は補助対象になりますか？
- Q2-8 移住・定住世帯(定着回帰型)はどのような場合に利用できますか？

3. 補助対象工事に関すること

- Q3-1 補助対象になるリフォーム工事の内容はどのような工事ですか？
 - Q3-1-1 補助対象になる外壁の塗装工事はどのようなものがありますか？
 - Q3-1-2 補助対象世帯以外の方の専用居室とはどのような部屋ですか？
- Q3-2 工事契約が複数ある場合、どのようにしたらよいですか？
- Q3-3 介護保険制度を利用し住宅改修を行った場合、補助対象になりますか？
- Q3-4 補助対象工事に「県内に本店を有する建設業者等と工事請負契約を締結するもの」とありますが、個人の大工さんでも良いのですか？
- Q3-5 アルミ製で既製品の玄関風除室やサンルームなどの設置工事は補助対象になりますか？
- Q3-6 ホームセンター等で販売されているアルミ製のカーポートや鋼板製の物置の設置

は補助対象になりますか？

- Q3-7 中古住宅を購入してリフォームする場合は補助対象になりますか？
- Q3-8 住宅以外の建物を住宅に模様替え等する場合は補助対象になりますか？
- Q3-9 自分で材料や機器を購入し、建設業者等と設置工事の契約を締結した場合は補助対象になりますか？
- Q3-10 自分が大工で自宅をリフォームする場合は補助対象になりますか？
- Q3-11 新築及び全面改築の場合は補助対象になりますか？
- Q3-12 解体工事は補助対象になりますか？
- Q3-13 減築とは何ですか？
- Q3-14 エアコンを設置した場合、エアコン機器費は補助対象になりますか？
- Q3-15 カーテン、ブラインド、固定タイプのロールスクリーンの設置は補助対象になりますか？
- Q3-16 太陽光発電システム設置工事は、補助対象になりますか？
- Q3-17 令和8年度以降に発生した自然災害により被害を受けた場合の復旧工事は対象になりますか？
- Q3-18 断熱改修工事について、「断熱化工事及び省エネ化工事に係る補助要件」(申請書裏面)の表にある断熱材以外の断熱材や表の厚さに満たない断熱材を使用する場合は、対象になりますか？
- Q3-19 現状と同じ仕様に改修する場合、対象になりますか？(複層ガラス窓を複層ガラス窓に改修、ユニットバスの更新、熱交換型換気設備の更新、LED照明の更新等)
- Q3-20 省エネ化工事(熱交換型換気設備・LED照明設備)について、どのような機器が補助対象になりますか？
- Q3-21 省エネ化工事(熱交換型換気設備・LED照明設備)について、機器の交換も補助対象になりますか？
- Q3-22 断熱改修工事及び省エネ化工事の各工事請負額が50万円未満ですが、合計すると50万円以上になります。この場合は補助対象になりますか？
- Q3-23 屋外に設置する防災減災工事(止水板等設置工事・逆流防止弁等設置工事)は補助対象になりますか？
- Q3-24 補助対象となる止水板等設置工事はどのようなものですか？

4. 申請手続きに関すること

- Q4-1 申請の窓口はどこですか？
- Q4-2 補助金交付申請はいつすれば良いですか？
- Q4-3 工事着手前の写真がない場合は補助金の申請はできないのですか？
- Q4-4 対象工事と対象外工事がある場合は、契約書や見積書を分ける必要がありますか？
- Q4-5 過去に補助金の交付を受けていますが、申請はできますか？
- Q4-6 工事内容が変わり補助金額に変更が生じる場合、どのような手続きが必要ですか？

Q4-7 工事が完了したとき(完成年月日)とはいつですか？

Q4-8 完了実績報告の際に領収書の写しが必要となっておりますが、全額支払いが済んでいません。完了実績報告書の提出はできますか？

Q4-9 工事金額を金融機関に振り込み、その内容を請負業者が確認することで、領収書のやりとりを省略しているため、完了実績報告書に領収書を添付できない場合、どうすればよいですか？

5. 災害復旧工事に関すること

Q5-1 どのような復旧工事が対象になりますか？

6. その他

Q6-1 国が実施している住宅リフォームの補助制度と一緒に利用できますか？

Q6-2 市町村が実施している住宅リフォームの補助制度と一緒に利用できますか？

Q6-3 添付書類にある、戸籍の附票とはどういうものですか？

1. 補助対象者に関すること

Q1-1 申請書にある「申請者」は誰を指すのですか？
補助対象住宅について、建設業者等と工事請負契約を締結される方、又はその配偶者です。（申請者の要件は各補助メニューによって異なります。） 補助金は、申請者に交付されます。建設業者等が申請者になることや、補助金を受け取ることはできません。 なお、申請書類等の提出等手続きにあたり、申請者の代理として、建設業者等が、窓口書類を持参することは構いません。
Q1-2 外国籍でも申請できますか？
申請できます。ただし、在留資格が「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」のいずれかである方、または「特別永住者」に限ります。申請の際は、在留カードまたは特別永住者証明書の写し（両面）を提出していただきます。
Q1-3 県外居住者が工事完了後に県内に転居する場合、申請することができますか？
補助対象者には県内に転居を予定している方も含みます。補助申請時に、申請住戸に転居予定である旨を申し出てください。 なお、この場合、完了実績報告書に転居後の住民票を添付していただきます。
Q1-4 移住・定住子育て世帯とは？
18歳以下の子と一緒に秋田県へ移住し、同居する親子世帯です。 補助上限額が次のとおり引き上げられます。 定着回帰型：60万円 中古住宅購入型：90万円
Q1-5 子育て世帯、移住・定住子育て世帯において、別居扶養も認められますか？
18歳以下の子が同居しない場合は認められません。
Q1-6 子供を妊娠中ですが、子育て世帯及び移住・定住子育て世帯の対象になりますか？
対象になります。その場合は、母子手帳の写しを申請書に添付していただきます。 なお、完了実績報告時に生まれている場合は住民票謄本を、生まれていない場合は再度母子手帳の写しを提出していただきます。
Q1-7 移住・定住世帯の移動の日から3年以内の考え方、起算日は？
移住・定住世帯（定着回帰型）は工事契約日を起算日として、移住・定住世帯（中古住宅購入型）は補助対象となる中古住宅（空き家）の所有権を取得した日を起算日として、3年以内です。
Q1-8 以前、秋田に住んでいたことがあります。移住者には該当しますか？
県内から県外に住所を移し、在学期間を除き継続して3年を超えて県外に居住した後、再び県内に住所を定める場合は移住者に該当します。なお、夜学等働きながら学んでいた期間は在学期間には含みません。

2. 補助対象住宅に関すること

Q2-1 いわゆる別荘のリフォーム・増改築工事は補助対象になりますか？
別荘（セカンドハウスなど）等については、対象になりません。
Q2-2 店舗等併用住宅はどのように判断すればよいですか？
店舗等併用住宅については、住宅部分の延べ面積が建物全体の延べ面積の1/2以上であることを要件としており、併用部分の面積によっては住宅部分の工事を含めて建物全体が補助対象外になります。 併用部分については、既に廃業している場合であっても、当該部分の住宅用途としての活用が明らかでない限り併用部分として扱います。
Q2-3 店舗等併用住宅の補助対象工事範囲はどのように判断すればよいですか？
店舗等併用住宅の補助対象工事範囲は、住宅部分に係る工事が対象で、店舗等併用部分に係る工事は対象になりません。しかし、店舗等併用部分の模様替えなどの工事を行って住宅として利用しようとするものであれば、その工事も補助対象になります。 住宅部分と併用部分とが同一契約の場合の諸経費等の共通費については、補助対象と補

助対象外の各工事費の割合で按分します。なお、住宅部分と併用部分とが一体となって性能を発揮することとなる部位（屋根や外壁工事など建物全体の性能に係る部分）は、併用部分に係る工事を含めて補助対象として扱います。
Q2-4 住宅用の別棟の車庫・物置は補助対象になりますか？
補助対象になりません。
Q2-5 中古住宅（空き家）をリフォームした後、購入する場合は補助対象になりますか？
補助対象になりません。所有権取得後にリフォーム等工事を行う場合（工事請負契約書に記載の着工日が所有権移転日以降である場合）に限り補助対象になります。
Q2-6 購入した住宅は前の所有者が県のリフォーム補助金を利用してリフォームしていました。補助対象になりますか？
補助対象になります。その場合は、住宅の売買契約書の写しを提出していただきます。また、前の所有者が交付を受けた補助金は、補助金の限度額の算定には含みません。
Q2-7 二世帯住宅の場合は補助対象になりますか？
建物内部で親世帯、子世帯間での行き来ができるものは補助対象になります。 なお、行き来ができない完全な長屋タイプの場合は、次の要件を満たす場合に限り、補助対象になります。 1. 建物の所有権が共有名義であり、それぞれその名義人が居住していること。（単独所有は対象外） 2. 貸家として使用しないこと。
Q2-8 移住・定住世帯（定着回帰型）はどのような場合に利用できますか？
移住者が実家に戻るケースや相続等により住宅を取得する場合などにご利用いただけます。定着回帰型は、移住者が居住する住宅であれば、移住者の親または子も申請することができるため、次のようなリフォームや増改築でご利用いただけます。 1. 申請者が移住者（配偶者）の例 ・実家に戻るので増築とリフォームをしたい ・住宅を相続したのでリフォームして移り住みたい ・仮住まいしている住宅を買い取ってリフォームしたい ・2親等以内の親族から購入した住宅（中古住宅購入型の対象外住宅）をリフォームしたい。 2. 申請者が移住者（配偶者）の親または子の例 ・息子夫婦が帰ってくるので、リフォームしたい。 ・購入した空き家をリフォームして息子夫婦を呼び寄せたい。 なお、工事完了後に移住予定者が移住しなかった場合は、補助金の交付は取り消しとなります。

3. 補助対象工事に関すること

Q3-1 補助対象になるリフォーム工事の内容はどのような工事ですか？
○子育て世帯（持ち家型、中古住宅購入型）、移住・定住世帯（定着回帰型、中古住宅購入型） 補助対象世帯の居住環境向上に資する工事が対象になります。モルタルのクラック補修やサイディングの張り替えなど補修が伴わない外壁の再塗装、補助対象世帯以外の方の専用居室の改修などは対象になりません。詳しくは別紙の例をご覧ください。
○断熱・省エネ改修（持ち家型）【Q3-18～22 参照】 断熱改修工事、開口部・建具の断熱改修工事及びユニットバスに改修する工事並びに熱交換型換気設備改修工事及びLED照明設備改修工事が対象になります。
○防災減災改修（持ち家型）【Q3-23～24 参照】 開口部・床下換気口の止水板等設置工事及び逆流防止弁・柵が対象になります。
○災害復旧（持ち家型）【Q5-1 参照】

令和7年11月1日から令和8年3月31日までに発生した大雪による被害の復旧工事が対象になります。

上記に加え、関連する工事や費用（解体や復旧が発生する取り合い部分の工事、仮設工事、足場費用など）が補助の対象になります。補助対象になるか判断しがたい場合は、最寄りの県地域振興局建設部建築課までお問い合わせください。

Q3-1-1 補助対象になる外壁の塗装工事はどのようなものがありますか？

クラック・欠損補修、外壁材の張替え・増張りといった外壁改修に伴う仕上げ塗装（色合わせ等）が補助対象工事となります。ただし、塗装の下地処理は外壁補修に含めないものとします。なお、外壁改修による塗装工事の補助対象範囲は、外壁補修を行った面単位とします。

例1：外壁塗装の下地処理で軽微なクラックを潰し、仕上げ塗装を行った。

→ 補助対象外

例2：総2階建て住宅の西側の1階部分にあるひび割れを補修して、外壁全面の塗装改修を行った。

→ 西側外壁の1階と2階部分の塗装工事が補助対象

Q3-1-2 補助対象世帯以外の方の専用居室とはどのような部屋ですか？

子育て世帯（持ち家型・中古住宅購入型）での親子世帯や移住・定住世帯（定着帰郷型・中古住宅購入型）での移住・定住世帯と同居する世帯の専用居室（寝室等）がこれにあたります。

例1：定年後に親世帯が秋田在住の息子世帯と同居するため移住してくるため、書斎を親世帯の寝室へ改修し、併せて息子世帯の寝室の内装改修を行った。

→ 書斎を親世帯の寝室へ改修した工事部分が補助対象。

息子世帯は補助対象世帯（移住・定住世帯）ではないため、息子世帯の寝室の内装改修は補助対象外。

例2：祖父母世帯と親子世帯が同居していて、2間ある祖父母世帯の寝室を仕切って子供部屋をつくる工事を行い、併せて祖父母世帯の壁内装改修を行った。

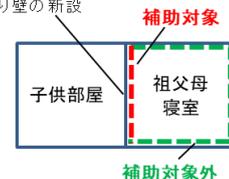
→ 子供部屋とこれに必要な間仕切り壁（祖父母世帯の寝室の間仕切り壁部分の内装を含む）をつくる工事が補助対象。

祖父母世帯は補助対象世帯（子育て世帯）ではないため、間仕切り壁以外の3面の壁内装改修は補助対象外。

【<図1>参照】

<図1>

間仕切り壁の新設



Q3-2 工事契約が複数ある場合、どのようにしたらよいですか？

複数ある工事費を合算することが可能です。また、補助金交付決定後に追加工事を行った場合、完了実績報告書提出前で、複数工事それぞれが補助対象工事の場合は合算することが出来ます。

Q3-3 介護保険制度を利用し住宅改修を行った場合、補助対象になりますか？

補助対象になります。

Q3-4 補助対象工事に「県内に本店を有する建設業者等と工事請負契約を締結するもの」とありますが、個人の大工さんでも良いのですか？

県内にお住まいの個人の大工さん・工務店でも構いません。株式会社等法人の場合は、県内に本店を有するものとして商業登記されている事業者に限ります。

Q3-5 アルミ製で既製品の玄関風除室やサンルームなどの設置工事は補助対象になりますか？

○子育て世帯（持ち家型・中古住宅購入型）、移住・定住世帯（定着帰郷型・中古住宅購入型）補助対象になります。

○断熱・省エネ改修（持ち家型）

補助対象になりません。

○防災減災改修（持ち家型）

補助対象になりません。

○災害復旧（持ち家型）【Q5-1 参照】

令和7年11月1日から令和8年3月31日までに発生した大雪による被害の復旧工

事である場合、対象になります。
Q3-6 ホームセンター等で販売されているアルミ製のカーポートや鋼板製の物置の設置は補助対象になりますか？
補助対象になりません。
Q3-7 中古住宅を購入してリフォームする場合、補助対象になりますか？
令和7年10月1日以降に所有権を取得した中古住宅（空き家）であれば補助対象になります（登記をした場合に限る）。この場合、完了実績報告書に、転居後の住民票を添付していただきます。
Q3-8 住宅以外の建物を住宅に模様替え等する場合は補助対象になりますか？
既存住宅の改修を補助制度の主な目的としているため、補助対象になりません。なお、併用住宅は1/2以上が住宅であれば補助対象になります。【Q2-3 参照】
Q3-9 自分で材料や機器を購入し、建設業者等と設置工事の契約を締結した場合は補助対象になりますか？
材料や機器の購入費用と建設業者等との契約金額の合計が50万円以上である場合は、補助対象になります。 申請の際は、材料の内容及び購入費用がわかる見積書等、建設業者等との請負契約書の写しを添付してください。 例) 節水型トイレを自分で手配し、取り付け工事を建設業者等がする場合は、機器費及び工事費とも対象になります。
Q3-10 自分が大工で自宅をリフォームする場合は補助対象になりますか？
材料や機器の購入費用の合計が50万円以上である場合は、補助対象になります。本人の施工手間は補助対象になりません。 申請の際は、材料の内容及び購入費用がわかる見積書等を添付してください。 なお、本人が施工せず、工事を依頼した部分にあっては、請負工事となりますので契約書の写し等を添付してください。(材料や機器の購入費用と建設業者等との契約金額の合計が50万円以上である場合に補助対象になります。)
Q3-11 新築及び全面改築の場合は補助対象になりますか？
補助対象になりません。既存住宅のリフォーム工事が補助対象です。
Q3-12 解体工事は補助対象になりますか？
解体工事は原則として補助対象になりませんが、補助対象工事のリフォーム等に伴い実施する解体工事・減築工事は補助対象になります。
Q3-13 減築とは何ですか？
住宅を部分的に解体すること（別棟を除く。）です。（例：2階建てを平屋建てにする工事等）
Q3-14 エアコンを設置した場合、エアコン機器費は補助対象になりますか？
増改築・内装工事に伴う場合や配線工事等を行う場合は、機器費も含めて補助対象になります。
Q3-15 カーテン、ブラインド、固定タイプのロールスクリーンの設置は補助対象になりますか？
増改築・内装工事に伴い設置する場合は、補助対象になります。
Q3-16 太陽光発電システムの設置工事は、補助対象になりますか？
太陽光発電システムに関連する費用は補助対象になりません。
Q3-17 令和8年度以降に発生した自然災害により被害を受けた場合の復旧工事は対象になりますか？
補助対象になりません。
Q3-18 断熱改修工事について、「断熱化工事及び省エネ化工事に係る補助要件」（申請書裏面）の表にある断熱材以外の断熱材や表の厚さに満たない断熱材を使用する場合は、対象になりますか？

<p>右表に記載している、必要な熱抵抗値以上の断熱材を使用する場合又は住宅性能表示制度による地域区分4の断熱等性能等級4以上の場合は、補助対象になります。なお、申請の際は、必要な熱抵抗値以上であることが分かる資料（断熱材のカタログの写し等）を添付してください。</p>	屋根	天井	外壁	床	基礎
	必要な熱抵抗値 (m ² ・K/W)				
	4.6	4.0	2.2	2.2	1.7
<p>Q3-19 現状と同じ仕様に改修する場合、対象になりますか？（複層ガラス窓を複層ガラス窓に改修、ユニットバスの更新、熱交換型換気設備の更新、LED照明の更新等）</p> <p>断熱・省エネ性能の向上が見込める場合は補助対象となります。 ただし、既存ユニットバスからユニットバスへの更新は対象となりません。</p>					
<p>Q3-20 省エネ化工事（熱交換型換気設備・LED照明設備）について、どのような機器が補助対象になりますか？</p> <p>○熱交換型換気設備 温度（顕熱）交換効率65%以上（最大値）の機器が補助対象になります。温度交換率は、採用する製品の仕様書やカタログをご確認ください。 なお、換気機能を有するエアコンは補助対象になりません。</p> <p>○LED照明設備 LEDが光源である照明機器が補助対象になります。 なお、LED照明に他の機能（シーリングファン、スピーカー等）を併せもつ機器は補助対象になりません。</p>					
<p>Q3-21 省エネ化工事（熱交換型換気設備・LED照明設備）について、機器の交換も補助対象になりますか？</p> <p>○熱交換型換気設備 工事を伴う場合は補助対象になります。工事に到らない程度（機器交換程度の軽作業）の場合は補助対象になりません。</p> <p>○LED照明設備 工事（電気配線等）を伴う場合は補助対象になります。工事に到らない程度（既存引っ掛けシーリングへの取付等）の場合は補助対象になりません。 ※電気配線工事は、電気工事士法により有資格者が必要になります。</p>					
<p>Q3-22 断熱改修工事及び省エネ化工事の各工事請負額が50万円未満ですが、合計すると50万円以上になります。この場合は補助対象になりますか？</p> <p>補助対象になります。</p>					
<p>Q3-23 屋外に設置する防災減災工事（止水板等設置工事・逆流防止弁等設置工事）は補助対象になりますか？</p> <p>止水板等設置工事は、開口部及び床下換気口に設置するものを補助対象としているため、門等に止水板を設置した工事は補助対象となりません。 逆流防止弁等設置工事は、屋外に設置する柵等についても外構工事としては扱わないため補助対象となります。なお、柵等の設置工事のために必要な舗装の撤去・復旧等の外構工事は附帯工事として補助対象になります。</p>					
<p>Q3-24 補助対象となる止水板等設置工事はどのようなものですか？</p> <p>戸建て住宅の出入口、窓、床下換気口に浸水を防止する金属板やマグネットシート等を設置する工事及びこれに附帯する工事となります。 他補助対象工事と同様に、既製品を置くだけの工事を伴わないものは対象外となります。</p> <p>○ 床下換気口にマグネットシートを貼付けるための金属板を工事で敷設し、マグネットシートは災害時に取り付けるもの</p> <p>○ 玄関ドアに止水板をはめ込む枠を工事で敷設し、止水板は災害時に取り付けるもの</p> <p>○ 玄関ドアを止水性のある扉に更新するもの</p> <p>× 土嚢袋、持ち運び式の止水板又は床下換気口にはめ込む金属板等の製品納入のみで工事が発生しないもの</p>					

4. 申請手続きに関すること

Q4-1 申請の窓口はどこですか？
県の出先機関である各地域振興局建設部建築課を窓口としています。また、申請書等の書類の取り次ぎについては、各市町村窓口で取り扱っている場合がありますので、お問い合わせのうえご利用ください。
Q4-2 補助金交付申請はいつすれば良いですか？
原則、工事着手前に申請してください。完了した工事についても申請可能ですが、審査の結果、補助金の対象外工事の場合、補助金の交付を受けることはできません。
Q4-3 工事着手前の写真がない場合は補助金の申請はできないのですか？
工事予定カ所の写真を撮り忘れた場合は、工事が行われたか特定することができないため、補助金の交付を受けることができない場合があります。 ただし、次の書類は、工事着手前の写真と同等のものとして扱います。 ○何かの機会に撮った写真で、工事着手前と判別できる写真 ○申請者の氏名と住宅の所在地が記されている出荷証明書、納品書、廃棄材のマニフェスト
Q4-4 対象工事と対象外工事がある場合は、契約書や見積書を分ける必要がありますか？
契約書を分ける必要はありませんが、対象部分と対象外部分がわかる内訳明細書を添付してください。
Q4-5 過去に補助金の交付を受けていますが、申請はできますか？
○子育て世帯（持ち家型）、移住・定住世帯（定着回帰型） 申請できます。ただし、申請者が異なる場合であっても、対象住宅について過去に補助金の交付を受けている場合、補助額は過去の交付額との合計が40万円（移住・定住子育て世帯の場合は60万円）を超えない範囲内で、工事費の20%になります。なお、申請は同一年度内に1回限りです。 ○子育て世帯（中古住宅購入型）、移住・定住世帯（中古住宅購入型） 購入した住宅について、過去にリフォーム関係補助金の交付を受けていない方（その配偶者を含む）が申請できます。なお、申請は1回限りです。 ○断熱・省エネ改修（持ち家型） 対象住宅について、これまでにリフォーム関係補助金の交付を受けた方は、申請できません。 ○防災減災改修（持ち家型） 対象住宅について、これまでに防災減災改修の補助金の交付を受けた方は、申請できません。 ○災害復旧（持ち家型）【Q5-1 参照】 令和7年11月1日から令和8年3月31日までに発生した大雪による被害の復旧工事で、同災害による補助金の交付を受けていない場合は申請できます。なお、申請は1回限りです。
Q4-6 工事内容が変わり補助金額に変更が生じる場合、どのような手続きが必要ですか？
工事途中で工事内容の変更等により工事費が変更となり、補助金額にも変更が生じる場合は、完了実績報告書に工事請負変更契約書又は変更請書の写し、変更後の工事内訳明細書の写し、変更部分に係る工事施工前・施工中・施工後の写真を添付してください。 なお、完了実績報告書に記載する工事費等は、変更後の内容で記載してください。
Q4-7 工事が完了したとき（完成年月日）とはいつですか？
請負業者からの引き渡しを受けた日とします。 ただし、増改築工事の場合で、建築基準法第6条の規定による確認を受けなければならない工事は検査済証の交付日とします。
Q4-8 完了実績報告の際に領収書の写しが必要となっていますが、全額支払いが済んでいません。完了実績報告書の提出はできますか？
工事請負者に工事代金全額が支払われた後でなければ、完了実績報告書の提出はできません。
Q4-9 工事金額を金融機関に振り込み、その内容を請負業者が確認することで、領収書の

やりとりを省略しているため、完了実績報告書に領収書を添付できない場合、どうすればよいですか？

領収書に代えて、振り込む方、振り込み先及び金額がわかる払い込み取り扱い票控え、ATM 振り込み控え、インターネットによる振り込み証明する書類などを添付することにより、領収書の写しと同様の扱いとします。

5. 災害復旧工事に関すること

Q5-1 どのような復旧工事が対象になりますか？

「令和7年1月1日から令和8年3月31日までに発生した大雪」による被災箇所を原形復旧する工事、それに伴う関連工事が対象になります。

なお、次の工事は補助の対象になりません。

1. 原形復旧の範囲を著しく超えるなど、災害復旧に直接的に関係しない工事
 - ・ 別棟の改修工事など、被災住宅の復旧箇所と関連しない工事
 - ・ 過度な仕様向上を含む工事
2. 経年劣化や、善管注意義務の不足に起因する被害
(劣化した状態が目視等により容易に把握できたにも関わらず、それを放置した結果、生じた被害)
 - ・ 腐食など、経年劣化に起因する復旧工事
 - ・ 給湯器配管の凍結など、日常の管理不足による機器の故障に起因する復旧工事

6. その他

Q6-1 国が実施している住宅リフォームの補助制度を一緒に利用できますか？

県と国の住宅リフォーム補助制度を利用する場合、同一工事を重複して申請しないよう整理することで利用することができます。

【例】

- ・ 断熱化工事において、内窓設置、ドア交換を国のリフォーム補助制度として申請。ユニットバス設置を県のリフォーム事業として申請。この場合は、対象工事が重複していないため利用することができます。

Q6-2 市町村が実施している住宅リフォームの補助制度を一緒に利用できますか？

県と市町村が実施しているリフォーム事業を一緒に利用可能ですが、制度は市町村の独自なものとなっているため、各市町村のリフォーム補助制度詳細については各市町村へお問い合わせください。

Q6-3 添付書類にある、戸籍の附票とはどういうものですか？

戸籍の原本と一緒に保管している書類で、その戸籍が作られてから（戸籍に入籍してから）現在に至るまで（戸籍から除籍されるまで）の住所が記録されています。本籍地の市町村で発行しています。